

豊橋市立中部中学校

# 学校いじめ防止基本方針

～OVER the TOP 昨日の自分より今日の自分・

今日の自分より明日の中部を目指して～



(令和7年度改訂)

# 第1章 いじめに対する基本的な考え方

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

### 『いじめの様態』

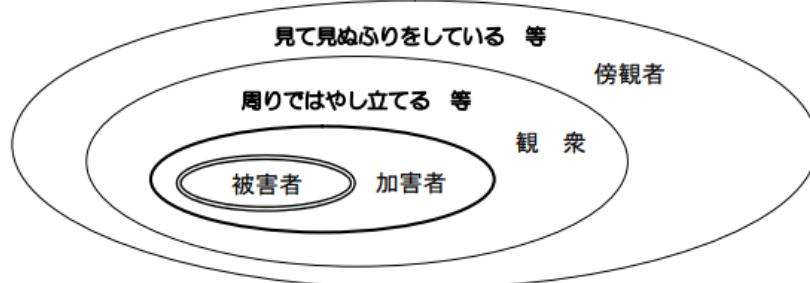
- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

## 2 いじめの理解

日頃から、学級や部活動等の所属集団に存在する人間関係の序列化やグループ化など、構造上の問題を十分踏まえておく必要がある。その上で、いじめの「加害者」「被害者」という関係だけでなく、「観衆」としてその周りでいじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする者や、「傍観者」として見て見ぬふりをして黙っている者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。

いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかがポイントになる。学級担任が信頼される存在として児童生徒の前に立つことによって初めて、児童生徒の間から「相談者」や「仲裁者」の出現が可能となる。加えていじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取り組みを、道徳科や学級・ホームルーム活動等において行なうことが重要である。

### いじめの構造



※相談者…被害者の側に立って、いじめを告発する存在

※仲裁者…加害者に対して、勇気を出していじめを抑止する存在

### 3 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの未然防止

いじめの問題を根本的に克服していくためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要である。そのため、児童生徒はもちろんのこと、教職員をはじめ関係者が一体となっていじめを生まない風土をつくることが不可欠である。

- ① 児童生徒の居場所づくりと絆づくり
- ② いじめを生まない人間環境や学校風土づくり
- ③ 「いじめを許さない」という意識の徹底
- ④ いじめを助長させない大人の意識
- ⑤ いじめ問題に対する地域連携
- ⑥ 性的指向や悩みを相談しやすい環境づくり

#### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見が、いじめへの迅速な対処の第一歩となる。そのため、児童生徒のわずかな変化や兆候であっても事案を軽視することなく、いじめではないかとの視点をもって、早い段階から情報収集に努め、的確にいじめを認知する環境づくりを心がける。

- ① 児童生徒のわずかな異変に気づく敏感な感性
- ② 学年、学校内でも情報共有
- ③ 相談しやすい雰囲気づくり
- ④ 組織で対応する教職員集団づくり
- ⑤ SNSや下校後のいじめに対する地域との連携体制づくり

#### (3) いじめの対応

いじめが確認された場合、学校はいじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめを行った児童生徒に対して適切に指導する。こうした一連の対応を迅速に行うための体制強化を図る。

- ① 迅速で慎重な事実確認
- ② 児童生徒の安全確保
- ③ 組織的な対応
- ④ 家庭への情報提供
- ⑤ 警察との連携の徹底

## 第2章 本校におけるいじめ防止に向けての対応

### 1 いじめ防止対策のための組織

この組織としては、「生活サポート委員会（毎週1回、生徒支援委員会として情報共有を図る）」がその役割を担う。校長、教頭、校務主任、学年副主任、生徒指導主事、生活サポート主任、養護教諭、学年生徒指導、該当生徒担任、スクールカウンセラーで構成する。

いじめにつながる可能性のあるささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを、特定の教職員だけで指導するのではなく、組織で対応していく。

#### (1) 生活サポート委員会の役割

##### ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

##### ② 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・心のアンケートや教育相談の結果から、いじめの早期発見、いじめ発生などの分析、対策の検討に役立て、実態を把握したうえでの防止対策に努める。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認について、正しい理解の促進に努め、性的指向や性自認を理由とするいじめの防止に努める。

##### ③ 子どもや保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、子ども指導通信「昇陽」やホームページなどを通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果などを発信する。

##### ④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、いじめの疑いがあるという情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に、学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門的諸機関との連携をとる。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の関係した子どもたちの様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

### 2 いじめ重大事態の発生における対応

#### (1) いじめ重大事態とは

- ・いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合  
**生命・心身・財産重大事態**（法第28条第1項第1号）
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合  
**不登校重大事態**（同条第2項）

### 【生命・心身・財産重大事態の例】

- ・児童生徒がいじめ自殺を企図した場合　・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合　・金品等に重大な被害を被った場合
- ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合

### 【不登校重大事態における「相当の期間」とは】

不登校の定義を踏まえて年間30日を目安とするが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断する。ただし、児童生徒が一定期間連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

なお、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」又は「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。

## (2) いじめ重大事態の報告

### ① いじめの重大事態発生から調査開始

- ・学校は重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会は、その旨を市長に報告する。(法第30条第1項)
- ・教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は、教育委員会会議を招集する。
- ・教育委員会は、その事案について調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。
- ・被害者児童生徒及び保護者に対して、調査方針の説明を行う。
- ・加害者児童生徒及び保護者に対して、調査方針の説明を行う。

### ② いじめ重大事態調査の実施

学校又は教育委員会は、事実関係を明確にするための調査を行う。

(法第28条第1項)

#### 学校が調査の主体となる場合

学校に設置された「いじめ防止対策組織」を母体とし、「学校いじめ防止基本方針」にしたがって調査を行う。教育委員会は、必要な情報の提供や指導、支援を行う。

#### 教育委員会が調査の主体となる場合

速やかに「いじめ問題調査委員会」を招集し、事実関係を明確にするための調査を行う。

### ③ いじめ重大事態調査結果の説明・報告

学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して説明する。いじめを受けた児童生徒等に説明した方針に沿っていじめを行った児童生徒・保護者に対しても説明する。

### ④ 重大事態調査結果の公表検討

公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容

や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ、公表することが望ましい。

### (3) いじめ重大事態調査完了後の対応

#### ① いじめを受けた児童生徒への支援

重大事態に関わるいじめを受けた児童生徒は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該児童生徒の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、安心して学校生活を送ることができるよう支援します。

#### ② いじめを受けた児童生徒の保護者への対応

当該児童生徒の保護者については、重大ないじめを受けたわが子の心身に対する心配や、わが子が重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童生徒やその保護者への不信感などを、強く抱いていると考えらる。このような保護者的心情を察しながら、当該児童生徒の心身の安定に努め、対応や支援を行う。

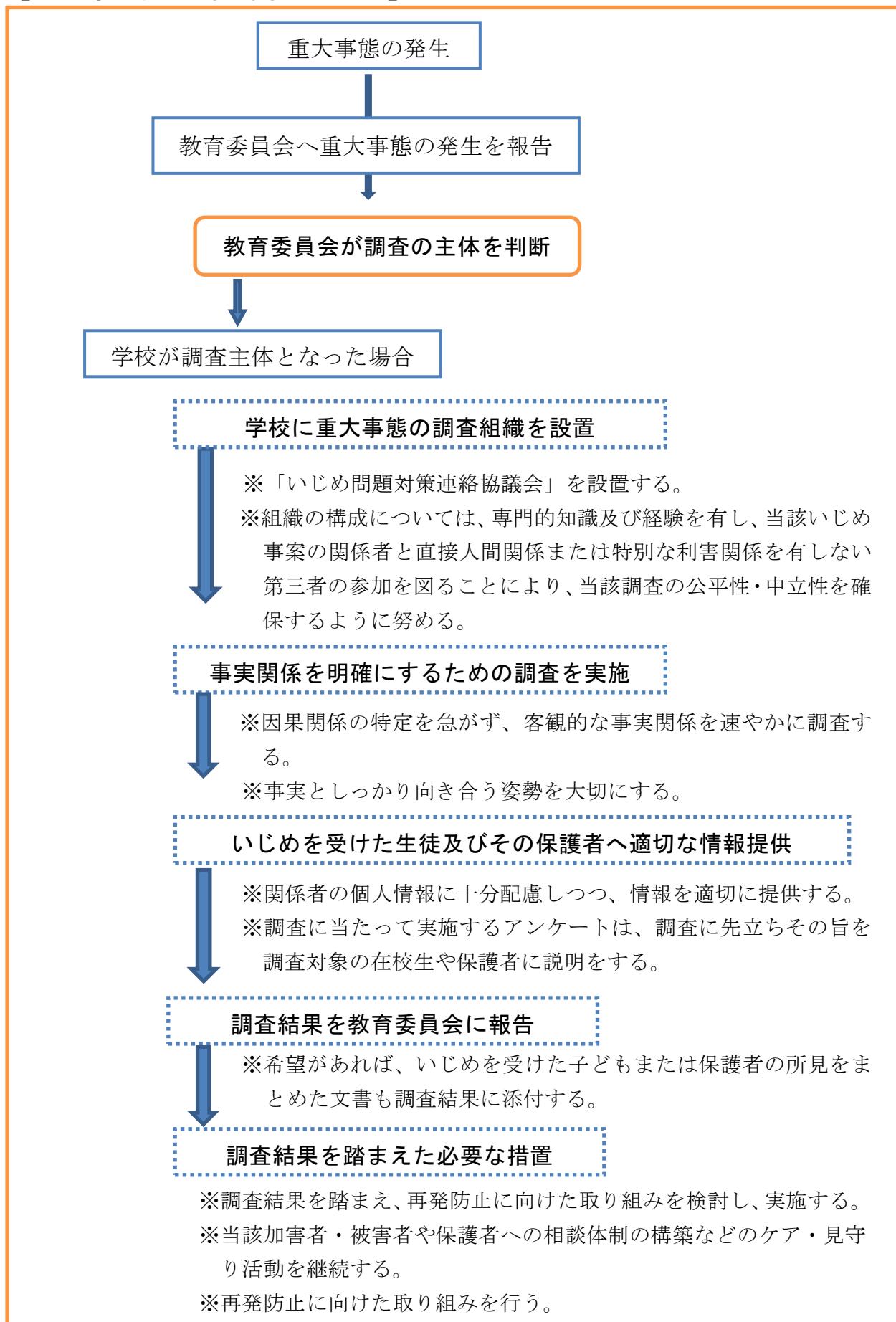
#### ③ いじめを行った児童生徒への指導

いじめを行った児童生徒に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童生徒の立場になり、相手の心の痛みを推測させることによって、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようとする。また、スクールカウンセラーや臨床心理士による面談も受けさせながら、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導することにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出す。

#### ④ いじめを行った児童生徒の保護者への対応

当該児童生徒の保護者に対しては、いじめに関する一連の事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童生徒とともに認識してもらうことで、解決に向けた道筋を示して、保護者の協力を求める。その後、児童生徒への接し方や保護者としての役割について、適切に助言する。

## 【重大事態発生時の調査対応図】



### 3 いじめの防止などに関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」及び「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

#### (1) いじめの未然防止の取り組み

- ① 子どもどうしの関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- ② 子どもの活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ④ 情報モラル教育を推進し、子どもがネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

#### (2) いじめの早期発見の取り組み

- ① こころのアンケートと教育相談を5月、6月、11月、2月の年4回実施し、子どもの小さなサインを見逃さないように努める。また、必要に応じて臨時にこころのアンケートを実施し、子どものこころのありようを把握し、実態に応じて即座に対応するように努める。
- ② 教師と子どもの温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめなどについて相談しやすい環境を整える。
- ③ 校内相談室を整備し、フレンドリー・ポスト（相談箱）を設けるなど、子どもが相談しやすい環境を整える。
- ④ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。

#### (3) いじめに対する措置

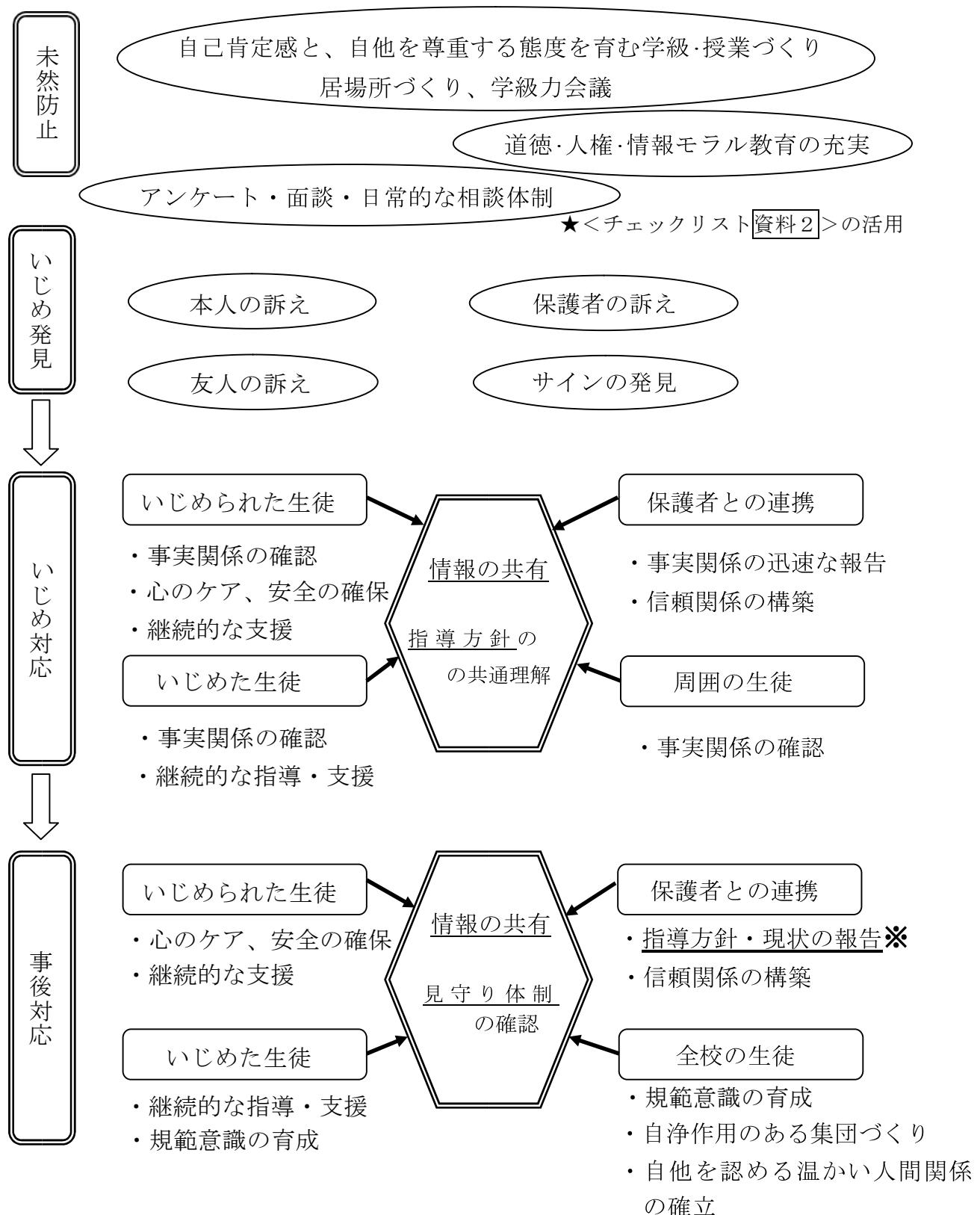
- ① いじめを発見したり、いじめの連絡を受けたりしたら、生活サポート委員会を中心に組織的に対応する。
- ② 被害者を守りとおすという姿勢で対応する。
- ③ 加害者には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。また、必要に応じて、「ほっとプラザ」「ココエール」「市相談窓口」等と連携をして子どもの心のケアに努める。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑥ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて諸機関とも連携して行う。

#### 4 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施（6月、12月）し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。
- (3) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、子ども理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (4) 「学校いじめ防止基本方針」は年度末に見直し、必要があれば改定をする。  
また、年度当初に保護者への周知を図る。
- (5) 長期休業の事前・事後指導を行い、いじめ防止や早期発見に取り組む。

# くいじめ未然防止・早期発見・対応マニュアル

資料1



## 【いじめ早期発見のためのチェックリスト】

豊橋市立中部中学校

いじめが起こりやすい・起こっている集団	
<input type="checkbox"/> 朝、いつも誰かの机が曲がっている	<input type="checkbox"/> 教職員がいないと、そうじがきちんとできない
<input type="checkbox"/> 掲示物が破れたり落書きがあつたりする	<input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の子どもが残る
<input type="checkbox"/> 班にすると机と机の間に隙間がある	<input type="checkbox"/> 特定の子どもに気をつかっている雰囲気がある
<input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる	
<input type="checkbox"/> 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある	
<input type="checkbox"/> ささいなことで冷やかすグループがある	
<input type="checkbox"/> 授業中、教職員に見えないように消しゴムを投げたり、手紙を回したりしている	
いじめられている子	
●日常の行動・表情の様子	
<input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる	<input type="checkbox"/> おどおど、にやにや、にたにたしている
<input type="checkbox"/> みんなの行動を気にし、目立たないようにしている	
<input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない	<input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がない
<input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多くなる
<input type="checkbox"/> 腹痛などの体調不良を訴えて保健室へ行きたがる	<input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる
<input type="checkbox"/> 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする	
●授業中・休み時間	
<input type="checkbox"/> 発言すると友達から冷やかされる	<input type="checkbox"/> 一人でいることが多い
<input type="checkbox"/> 班編成の時に孤立しがちである	<input type="checkbox"/> いつも遅れて教室に入ってくる
<input type="checkbox"/> 学習意欲が減退し忘れ物が増える	<input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる
<input type="checkbox"/> 教職員がほめると、冷やかされたり陰口を言われたりする	
●昼食時	
<input type="checkbox"/> 好きなものを他の子どもにあげる	<input type="checkbox"/> 他の子どもの机から机を少し離している
<input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかつたりする	<input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる
●清掃時	
<input type="checkbox"/> いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている	<input type="checkbox"/> 一人で離れて掃除をしている
●その他	
<input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする	<input type="checkbox"/> けがの状況と本人の説明が一致しない
<input type="checkbox"/> 持ち物や、机・ロッカーなどに落書きをされる	<input type="checkbox"/> 手や足にすり傷やあざがある
<input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする	<input type="checkbox"/> 成績が突然下がる
<input type="checkbox"/> 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す	<input type="checkbox"/> 服に、靴の足跡がついている
いじめている子	
<input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている	<input type="checkbox"/> 家や学校で、悪者扱いされていると思っている
<input type="checkbox"/> あからさまに、教職員の機嫌をとる	<input type="checkbox"/> 特定の子どもにのみ、強い仲間意識をもつ
<input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える	<input type="checkbox"/> 教職員の指導を、素直に受け取らない
<input type="checkbox"/> グループで行動し、他の子どもに指示を出す	<input type="checkbox"/> 他の子どもに対して威嚇する態度や表情をする
<input type="checkbox"/> 活発だが、他の子どもにきつい言葉をつかう	<input type="checkbox"/> 思い通りにならないと怒り出す

## 【取り組みの年間計画】

豊橋市立中部中学校

	教職員への研修等	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
4月	P ・「いじめ防止基本方針」の内容の確認	・相談室や SC の周知 ・学級、学年開き ・自然体験活動（1年）	・身体測定	・保護者相談日
5月	D ・オバド Fes（体育）	・QU ・心のアンケート	・授業参観 ・モニターミーティング①	
6月	C ・生活サポート委員会	・選手激励会	・心のアンケート ・相談週間	・自由参観、部活保護者会 ・校区健全育成会総会 ・学校評議員会① ・健全育成会あいさつ運動
7月	A ・いじめ防止の校内研修	・市総合体育大会		・保護者会 ・学校評価アンケート
8月	P ・学校評価アンケートの分析	・三遠南信中学生交流会		
9月	D ・新人体育大会 ・修学旅行（3年）			
10月	A ・オバド Fes（合唱） ・学校保健委員会			・モニターミーティング② ・学校評議員会②
11月	C ・生活サポート委員会	・職場体験活動（2年）	・心のアンケート ・相談週間	・健全育成会あいさつ運動
12月	A ・いじめ防止の校内研修			・学校評価アンケート ・保護者会
1月	A ・学校評価アンケートの分析			・モニターミーティング③
2月	P ・3年生を送る会		・心のアンケート ・相談週間	・学校評議員会③
3月	▲ ・小中情報交換会 ・基本方針の見直し			
通年	・教育支援委員会（毎週） ・生活サポート委員会	・グランドデザインを意識した教育活動 ・道徳教育 ・体験活動の充実	・SC による相談 ・生活の記録 ・情報の収集と共有 ・フレンドリーポストの設置	・HP、子ども指導通信による発信 ・必要に応じた家庭連絡や家庭訪問